

財務省告示第百十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項の規定に基づき、平成二十年度における限度額等を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月三十一日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の四第一項に規定する限度額等は、次の表の各項の中欄に掲げる品目の区分に応じ、当該各項の下欄に定める額又は数量とする。

項名	品目	限度額等
一	関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下この表において「関税率表」という。）第二八二五・八号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン	二、八一七、五一八 キログラム
二	関税率表第二八四九・一号に掲げる物品	七七六、九四 千円

	<p>関税率表第二八四九・九 号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの 関税率表第二八五二・ 号の二の(三)に掲げる物品のうち 水銀の炭化物</p>	
三	<p>関税率表第二九 五・四四号に掲げる物品</p>	<p>一、 六五、六三三千元</p>
四	<p>関税率表第二九 六・一一号に掲げる物品</p>	<p>二六九、八 三千元</p>
五	<p>関税率表第二九一八・一四号に掲げる物品</p>	<p>一七四、五三七千元</p>
六	<p>関税率表第二九一八・一五号の一に掲げる物品</p>	<p>九、五五七千元</p>
七	<p>関税率表第二九二二・四二号の一に掲げる物品</p>	<p>一、 三、 一一千元</p>

八	関税率表第三三 一・二五号の一の(二)に掲げる物品	四二、一一八千円
九	関税率表第三五 二・一一号又は第三五 二・一九号に掲げる物品	一、一七、一六一千円
一	関税率表第三五 五・一 号の一に掲げる物品	一三、一八五、八九五千円
二	関税率表第三五 五・一 号の二又は第三五 五・二 号に掲げる物品	一八七、八三一千円
二	関税率表第三六・ 四項に掲げる物品	一、五二七、九六七千円
三	関税率表第三九・ 一項から第三九・ 四項まで、第三九・ 六項又は第三九一・ 一 号に掲げる物品のうち塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類す	二、七八六、七三千円

	<p>る形状のもの</p> <p>関税率表第三九一四・ 号に掲げる物品のうち</p> <p>ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの</p>	
<p>一四</p>	<p>関税率表第三 六・九一号及び第三九二六・九 号の</p> <p>二に掲げる物品のうち</p> <p>ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチック</p> <p>で塗布し、又は被覆したものに限る。）</p>	<p>一、四八四、九八 千円</p>
<p>一五</p>	<p>関税率表第四一四・二 号に掲げる物品</p>	<p>一五、二三五千円</p>
<p>一六</p>	<p>関税率表第四一類に掲げる物品（関税率表第四一 一・</p> <p>二 号の二、第四一 一・五 号の二、第四一 一・九</p> <p>号の二、第四一 四・一一号の二、第四一 四・一九</p> <p>号の二、第四一 四・四一号の二）及び二、第四一</p> <p>四・四九号の二）及び二、第四一 五・三 号の一、</p>	<p>一、八九五、一一九千円</p>

<p>一八</p>	<p>関税率表第四二五・ 号の二又は第九三五・九九 号の一に掲げる物品</p>	<p>七四、八五七千円</p>
<p>一七</p>	<p>関税率表第四二二・一一号、第四二二・一二号、第 四二二・二二号、第四二二・二二二号、第四二二・ 二九号、第四二二・三二一號、第四二二・三二二號、第 四二二・九一號、第四二二・九二號又は第九六五 ・ 号に掲げる物品</p>	<p>七、五五一、九五三千円</p>
	<p>第四一六・二二二号の一、第四一七・一一号の二、第 四一七・一二号の二、第四一七・一九号の二、第四 一七・九一號の二、第四一七・九二號の二、第四一 七・九九號の二、第四一一二・ 号の二の(一)、第四 一一三・一 号の二の(一)並びに第四一一四・二 号に掲 げる物品を除く。)</p>	

一九	<p>関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・三項に掲げる物品並びに第一七項及び第一八項に掲げるものを除く。）</p>	<p>五一四、六四千元</p>
二	<p>関税率表第四三 二・一―号に掲げる物品 関税率表第四三 二・一九号、第四三 二・二―号又は 第四三 二・三―号の二に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの</p>	<p>五九四、二四 千元</p>
二二	<p>関税率表第四三 二・三―号の一、第四三 三・一―号 又は第四三 三・九―号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの</p>	<p>一、二八六、四五九千元</p>
二二	<p>関税率表第四四 三・九九号の一に掲げる物品</p>	<p>二四一、三一四千元</p>
二三	<p>関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・二六号、第</p>	<p>一六、五四三、四 一千元</p>

	<p>四四 七・二九号の一又は第四四 七・九九号の一に掲げる物品のうち</p> <p>かんながけし又はやすりがけしたものの</p> <p>関税率表第四四 九・二九号の三の(一)に掲げる物品</p>	
二四	<p>関税率表第四四 七・二五号、第四四 七・二六号、第四四 七・二九号の一又は第四四 七・九九号の一に掲げる物品のうち</p> <p>かんながけし又はやすりがけしたものの以外のもの</p>	一四六、七三二千円
二五	<p>関税率表第四四 八・一号の二の(二)、第四四 八・三一号の二、第四四 八・三九号の四の(二)又は第四四 八・九号の二の(二)に掲げる物品のうち</p> <p>合板用单板</p>	一、八九三、七六八千円
二六	<p>関税率表第四四 八・一号の二の(二)、第四四 八・三</p>	四、八四、一六六千円

	<p>一号の二、第四四八・三九号の四の(二)又は第四四八・九号の二の(二)に掲げる物品のうち 合板用单板以外のもの</p> <p>関税率表第四四八・三九号の一の(二)又は第四四八・九号の一の(二)に掲げる物品</p>	
二七	<p>関税率表第四四九・二一号の一又は第四四二一・九号の一に掲げる物品</p>	三四六、三四四千元
二八	<p>関税率表第四四一 項又は第四四一 一項に掲げる物品</p>	八、六七四、二九一千元
二九	<p>関税率表第四四八・一 号の二の(一)、第四四八・三 号の一、第四四八・三九号の一の(一)、三の(一)若しくは四の(一)、第四四八・九 号の一の(一)若しくは二の(一)、第四四二一・一 号の二、第四四二一・九四号、第四四</p>	六、五三六、五一九千元

	<p>一二・九九号又は第四四二・九号の一に掲げる物品</p>	
三	<p>関税率表第四四一八・九号の二の(二)に掲げる物品のうち 欄間</p>	<p>七七七、 九四千円</p>
三一	<p>関税率表第四四一九・号の一に掲げる物品</p>	<p>一、五五五、七五七千円</p>
三二	<p>関税率表第四四二一・九号の三の(一)に掲げる物品</p>	<p>二六四、六六二千円</p>
三三	<p>関税率表第四四類に掲げる物品（関税率表第四四一二・一 号の一、第四四一二・三一号、第四四一二・三二号 及び第四四一二・三九号に掲げる物品並びに第二二項か ら第三二項までに掲げるものを除く。）</p>	<p>七一、九六四、八五六千円</p>
三四	<p>関税率表第四六二・一一号、第四六二・一二号又は</p>	<p>二、六二五、六三三千円</p>

	<p>第四六 二・一九号の一に掲げる物品 関税率表第四六 二・一九号の二に掲げる物品のうち 豊床以外のもの</p>	
三五	削除	
三六	<p>関税率表第五 六・ 号の二、第五 七・一 号 又は第五八 三・ 号の二の(一)に掲げる物品</p>	三四、四一三千元
三七	関税率表第五一・ 六項に掲げる物品	二三五、一四六千元
三八	関税率表第五一・ 七項に掲げる物品	一、三八七、八 二千元
三九	<p>関税率表第五一一一・一一号の一、第五一一一・一九号 の一、第五一一一・二 号の一、第五一一一・三 号の 一、第五一一一・九 号の一、第五一一二・一一号の一、</p>	一、一九九千元

	<p>第五一一二・一九号の一、第五一一二・二号の一、第五一一二・三号の一又は第五一一二・九号の一に掲げる物品</p>	
<p>四</p>	<p>関税率表第五一・一一項又は第五一・一二項に掲げる物品（第三九項に掲げるものを除く。）</p>	<p>三、七九、五七三千元</p>
<p>四一</p>	<p>関税率表第五二・四項、第五二五・一一号の一、第五二五・一二号の一、第五二五・一三号の一、第五二五・一四号の一、第五二五・一五号の一、第五二五・二一号の一、第五二五・二二号の一、第五二五・二三号の一、第五二五・二四号の一、第五二五・二六号の一、第五二五・二七号の一、第五二五・二八号の一、第五二五・三一号の一、第五二五・三二号の一、第五二五・三三号の一、第五二五・三四号の一、第五二五・三五号の一、第五二五・四一号</p>	<p>二七五、九八千円</p>

の一、第五二五・四二号の一、第五二五・四三号の

一、第五二五・四四号の一、第五二五・四六号の一、

第五二五・四七号の一、第五二五・四八号の一、第

五二六・一一号の一、第五二六・一二号の一、第五

二六・一三号の一、第五二六・一四号の一、第五二

六・一五号の一、第五二六・二一号の一、第五二

六・二二号の一、第五二六・二三号の一、第五二六

・二四号の一、第五二六・二五号の一、第五二六・

三一号の一、第五二六・三二号の一、第五二六・三

三号の一、第五二六・三四号の一、第五二六・三五

号の一、第五二六・四一号の一、第五二六・四二号

の一、第五二六・四三号の一、第五二六・四四号の

一、第五二六・四五号の一、第五二七・一号の一

若しくは二の(一)、第五二七・九号の一若しくは二の

(一)、第五八二・一一号、第五八二・一九号又は第五

八三・号の一に掲げる物品

<p>四二</p>	<p>関税率表第五三・九項又は第五三一・一・号の二に掲げる物品</p> <p>関税率表第五三 八・九 号の二に掲げる物品のうち ラミー糸</p>	<p>五七、八三 千円</p>
<p>四三</p>	<p>関税率表第五四 二・二 号の二の(一)、第五四 二・三 号の二の(一)、第五四 二・四六号の二の(一)、第五四 二・四七号の二の(一)、第五四 二・五二号の二の(一)又は第五四 二・六二号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>関税率表第五四 二・四四号の二の(二)に掲げる物品のうち ポリエステルのも</p>	<p>八八九、七三二 千円</p>
<p>四四</p>	<p>関税率表第五四・七項、第五四・八項又は第五八一・一 号の二の(一)若しくは(三)に掲げる物品</p>	<p>一、四八八、三 四 千円</p>

四五	<p>関税率表第五四類に掲げる物品（第四三項及び第四四項に掲げるものを除く。） 関税率表第五六 四・九 号の一の(二)のB又は三に掲げる物品</p>	二、一八二、一九 千円
四六	<p>関税率表第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五八 一・三一号の二に掲げる物品</p>	一、六三一、三六四 千円
四七	<p>関税率表第五五類に掲げる物品（第四六項に掲げるものを除く。）</p>	一、五七、一一一 千円
四八	<p>関税率表第五六 七・二一号、第五六 七・二九号、第五六 七・四一号、第五六 七・四九号又は第五六 七・五 号に掲げる物品 関税率表第五六 七・九 号の二に掲げる物品のうち</p>	二二三、一二三 千円

<p>五一</p>	<p>五</p>	<p>四九</p>	
<p>関税率表第五八 六・一 号、第五八 六・三一号、第五八 六・三二号の二、第五八 六・三九号又は第五八 六・四 号に掲げる物品</p>	<p>関税率表第五七 二・一 号、第五七 二・三一号、第五七 二・三二号、第五七 二・三九号、第五七 二・四一号、第五七 二・四二号、第五七 二・四九号、第五七 二・五 号、第五七 二・九一号、第五七 二・九二号、第五七 二・九九号、第五七・三項又は第五七五・ 号に掲げる物品</p>	<p>関税率表第五七・ 一項に掲げる物品</p>	<p>アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）その他の硬質繊維のもの以外のもの</p>
<p>四六一、四五五千円</p>	<p>一一、一七八、五一千円</p>	<p>六、七二三、一九六千円</p>	

<p>五二</p>	<p>関税率表第六・一項、第六二・四号、第六 ・三項、第六四・一号、第六・五項又は第 六・六項に掲げる物品</p> <p>関税率表第三六・一号の二の(二)、第六二・九 号又は第六四・九号に掲げる物品のうち ゴム系の重量が全重量の五%以上のもの以外のもの</p>	<p>八二七、五二千元</p>
<p>五三</p>	<p>関税率表第六二九・二号の一、第六二九・三 号の一、第六二九・九号の一、第六二・一二項又は第 六二一六・号に掲げる物品</p> <p>関税率表第六二一七・一号に掲げる物品のうち 靴下類</p>	<p>九、四九一、三三二千元</p>
<p>五四</p>	<p>関税率表第六二九・二号の二の(二)のA、第六二 ・三号の二の(二)のA、第六二九・九号の二の(二)の A又は第六二一七・九号に掲げる物品</p>	<p>六五三、八五千元</p>

	五七	五六	五五	
<p>五八</p> <p>関税率表第六三 二・二一号、第六三 二・二九号、第六三 二・三一号、第六三 二・三九号、第六三 二・五一号、第六三 二・五九号、第六三 二・六号、第</p>	<p>関税率表第六三 一・二号、第六三 一・三号、第六三 一・四号又は第六三 一・九号に掲げる物品</p>	<p>関税率表第六二一五・一号に掲げる物品</p> <p>関税率表第六三 七・九号の二に掲げる物品のうち 絹製のもの（長方形（正方形を含む。）以外の形状に 単に裁断したものに限る。）</p>	<p>関税率表第六二・一三項に掲げる物品</p>	<p>関税率表第六二一七・一号に掲げる物品のうち 靴下類以外のもの</p>
<p>四、一八三、五二四千円</p>	<p>四、九九一、七三八千円</p>	<p>五、二一七、九四千円</p>	<p>一、三七五、三九三千円</p>	

六一	六	五九	
<p>関税率表第六七・二項に掲げる物品</p>	<p>関税率表第六六・一項又は第六六三・二号に掲げる物品</p>	<p>関税率表第六四五・一号の三、第六四五・二号又は第六四五・九号の二に掲げる物品</p>	<p>六三二・九一号、第六三二・九九号、第六三三・九一号、第六三三・九九号、第六三三・一九号、第六三三・四・九二号又は第六三三・四・九九号に掲げる物品 関税率表第六三二・二二号、第六三二・三二号、第六三二・五三号、第六三二・九三号、第六三三・九二号又は第六三三・四・九三号に掲げる物品のうち 不織布製のものの以外のもの</p>
<p>一、七四、一一千円</p>	<p>四六、七二千円</p>	<p>五八三、五九九千円</p>	

六二	関税率表第七 一八項に掲げる物品	三四三、六七四千円
六三	関税率表第七一・一三項に掲げる物品	五、六一三、七六七千円
六四	関税率表第七一一七・一九号、第七一一七・九号の一 又は第九一一三・九号の二の(一)に掲げる物品	一、四二、九三一千円
六五	関税率表第七二二・一一号又は第七二二二・一九号に掲げる物品	二、八九、二四 キログラム
六六	関税率表第七二二・三号、第七二二二・五号、第七二二・七号、第七二二・八号、第七二二・九号又は第七二二・九二号に掲げる物品 関税率表第七二二・九九号に掲げる物品のうち りん鉄以外のもの	四七、六四一、九五 キログラム

六七	<p>関税率表第七二 二・四九号に掲げる物品</p>	<p>一一一、五一、三四一 キログラム</p>
六八	<p>関税率表第七二 二・六 号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの</p>	<p>三、三六、八二 キログラム</p>
六九	<p>関税率表第七二 二・六 号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの以外の もの</p>	<p>一、〇七九、二八九 キログラム</p>
七	<p>関税率表第七四 三・一一号、第七四 三・一二号又は 第七四 三・一三号に掲げる物品 関税率表第七四 三・一九号に掲げる物品のうち 精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下 のものに限る。）以外のもの</p>	<p>四六、三一五、七九七 キログラム</p>

七二	<p>関税率表第七四 九・一一号、第七四 九・一九号、第七四 九・四 号、第七四 九・九 号、第七四・一 項又は第七四一・一 号に掲げる物品</p>	五、八五九、二六六千円
七三	<p>関税率表第七五 一・二 号の一又は第七五 二・一 号に掲げる物品</p>	二八、五四三、四五六 キログラム
七四	<p>関税率表第七六類に掲げる物品</p>	一一、 二二、九六一千円
七一	<p>関税率表第七四 七・一 号、第七四 七・二一 号、第七四 八・一一 号、第七四 八・一九 号又は第七四 八・二一 号に掲げる物品 関税率表第七四 七・二九 号の二又は第七四 八・二九 号に掲げる物品のうち 銅・すず合金（青銅）のもの</p>	五、二六、六八一 キログラム

七五	<p>関税率表第七八 一・一 号に掲げる物品</p>	<p>七、四六、一三八 キログラム</p>
七六	<p>関税率表第七九・ 一項に掲げる物品</p>	<p>二四、一一八、六一六 キログラム</p>
七七	<p>関税率表第八一・ 三項、第八一 六・ 号、第八一 ・ 七項、第八一 八・九 号、第八一一一・ 号、 第八一一二・二二一 号、第八一一二・二二二 号、第八一一二 ・二九号、第八一一二・五一 号、第八一一二・五二 号、 第八一一二・五九 号、第八一一二・九二 号、第八一一二 ・九九号又は第八一一三・ 号に掲げる物品</p>	<p>六、九五、四五四千円</p>
七八	<p>関税率表第九四 一・九 号の一又は第九四 四・一 号に掲げる物品</p>	<p>二〇七、七六四千円</p>

八一	八	七九
<p> 関税率表第九六 三・二一号、第九六 三・二九号、第九六 三・三三号、第九六 三・四号、第九六 三・五号又は第九六 三・九号に掲げる物品 </p>	削除	削除
<p>四、八八八、八七七千円</p>		